

○堺市民芸術文化ホール条例施行規則

平成27年10月8日

規則第112号

改正 平成30年9月28日規則第87号

令和元年9月27日規則第68号

令和2年10月30日規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、堺市民芸術文化ホール（以下「ホール」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

(平30規則87・一改)

(開館時間及び休館日)

第2条 ホール（駐車場を除く。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

2 ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することがある。

(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、休館しない。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(平30規則87・一改)

(使用の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により使用許可を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める堺市民芸術文化ホール使用申請書により市長に申請しなければならない。

(1) 大ホール、小ホール、大スタジオ、文化交流室（文化交流室A、文化交流室B及び文化交流室Cを一体的に、かつ、連続して2日（1日に満たない端数（別表第1に規定する全日以外の時間区分をいう。）がある場合もそれぞれ1日とみなし、当該端数がその翌日又は前日における文化交流室の使用に係る時間区分と連続していない場合においては、連続した2日とみなさない。）以上の期間にわたり、文化芸術作品に係る展示のために使用する場合（以下「大規模使用時」という。）に限る。）、大ホール特別控室、小ホール小楽屋、小ホール大楽屋及び大スタジオ控室 様式第1号（甲）

(2) 前号に掲げる施設（大規模使用時に該当しない場合における文化交流室を除く。）  
以外の施設 様式第1号（乙）

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、当該各号に定める日前においても、申請を受け付けることができる。

(1) 大ホール等（大ホール、小ホール、大スタジオ及び文化交流室（大規模使用時に限る。）をいう。以下同じ。）を使用しようとする場合（大ホール等と併せて他の施設を使用しようとする場合を含む。） 使用しようとする日の12月前の日の属する月の初日以後において第5条第2項に規定する利用調整が終了した日（使用日時の重複がない場合にあってはその旨の通知をした日）

(2) 大ホール等を使用しようとする場合（次のいずれかに該当する催し等で、前号に定める日以後の申請に基づく使用許可を受けたのでは、開催に支障を来すと認められるものために使用しようとする場合に限り、大ホール等と併せて他の施設を使用しようとする場合を含む。） 使用しようとする日の24月前の日の属する月の初日以後において第5条第2項に規定する利用調整が終了した日（使用日時の重複がない場合にあってはその旨の通知をした日）

ア 本市における芸術文化の創造又は振興に寄与すると認められる催し等

イ 国際的又は全国的な規模の会議

(3) 文化交流室（大規模使用時を除く。）、多目的室又は小スタジオを使用しようとする場合 使用しようとする日の11月前の日の属する月の初日

(4) 前3号に掲げる施設以外の施設を使用しようとする場合 使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日

（平30規則87・一改）

（利用登録の申請）

第4条 前条第2項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するもののうち利用登録をしているものが大ホール等を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の13月前の日の属する月の初日以後において次条第2項に規定する利用調整が終了した日（使用日時の重複がない場合にあってはその旨の通知をした日）から前条第1項の規定による申請を受け付けることができる。

(1) 本市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者

(2) 法人その他の団体又は事業所でその所在地が市内に存するもの

- (3) 本市における文化芸術の振興に寄与する団体で市長が適当と認めるもの
- 2 前項の利用登録は、堺市民芸術文化ホール利用登録（変更）申請書（様式第2号）に同項各号の規定に該当することを証する書類を添付して市長に提出してしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請書を提出したものに対し利用登録書を交付するものとする。
- 4 前項の登録書の交付を受けたものが、登録した事項に変更があったときは、速やかに堺市民芸術文化ホール利用登録（変更）申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第3項の登録書の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用登録を取り消すことができる。
- (1) 偽り又は不正の手段により利用登録を受けたとき。
  - (2) 条例又はこの規則に違反したとき。
  - (3) その他市長において利用登録が不適切であると認めるとき。

（計画書の提出）

- 第5条 大ホール等を使用しようとするものは、第3条第1項の規定による申請に先立ち、堺市民芸術文化ホール使用計画書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により提出された計画書において、大ホール等の使用日時に重複があったときは、利用調整を行うものとする。

（平30規則87・一改）

（開館時間を超過して使用する場合等）

- 第6条 大ホール等は、あらかじめ許可を得て第2条第1項の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用することができる。
- 2 前項の規定により開館時間を超過し、又は繰り上げて使用しようとするものは、第3条第1項の規定による申請の際に、その旨を申し出なければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、使用しようとする日の30日前までに申し出ることのできるものとする。

（平30規則87・一改）

（使用許可）

- 第7条 使用許可は、条例第10条第3項の規定による後納の場合を除き、使用料の納付があった後、堺市民芸術文化ホール使用許可書（大ホール等にあつては様式第4号（甲）、大ホール等以外の施設にあつては様式第4号（乙）。以下「使用許可書」という。）を申

請者に交付して行う。

(使用の制限)

第8条 市長は、条例第3条第2項各号に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの使用を許可せず、又は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 専ら物品の販売のために使用するとき。ただし、文化交流室、交流・創作ギャラリー及び屋上庭園については、この限りでない。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ホールの管理上支障があり、市長が不相当であると認めるとき。

(平30規則87・一改)

(使用許可の順位)

第9条 使用許可(第5条第2項に係るものを除く。)の順位は、使用の申請書を受理した順位によるものとする。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の提示義務)

第10条 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、その使用中、第7条の規定により交付を受けた使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用許可の変更)

第11条 使用者は、許可を受けた事項のうち、使用期日又は使用施設を変更しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに堺市民芸術文化ホール使用許可変更申請書(様式第5号)に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 大ホール 使用しようとする日前90日
- (2) 小ホール及び大スタジオ 使用しようとする日前60日
- (3) 文化交流室(大規模使用時に限る。) 使用しようとする日前30日
- (4) 前3号に掲げる施設(大規模使用時に該当しない場合における文化交流室を除く。)以外の施設 使用しようとする日前7日

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用許可の変更を承認するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用日当日に生じた特別の理由により使用者がホ

ール（駐車場を除く。次項において同じ。）の使用時間の延長を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することがある。

- 4 前3項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用許可を変更してホールを使用させることが適当であると認めるときは、当該使用者の申出により当該使用許可の変更を承認することがある。この場合において、当該申出は、第1項の申請書により行わなければならない。
- 5 市長は、前3項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に再交付するものとする。

（平30規則87・一改）

（使用料）

第12条 条例第10条第1項の市長が定める使用料は、別表第1のとおりとする。

- 2 条例第10条第2項の市長が定める使用料は、別表第2のとおりとする。
- 3 市長は、条例第3条第1項後段の規定により使用許可の変更を承認したときは、既納の使用料を変更後の使用許可に係る使用料（以下この項において「変更後の使用料」という。）の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の使用料に残額が生じたときは当該残額を還付しないものとし、変更後の使用料に不足額が生じたときは当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。
- 4 前項後段の規定にかかわらず、前条第4項の規定により使用許可の変更をした場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額を還付するものとする。
- 5 条例第10条第3項の規定により使用料を後納させることができるものは、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認めるもの

（使用料の減免）

第13条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。

(1) 本市又は条例第17条の規定によりホールの管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用するとき。全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。全額又は半額

- 2 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、堺市民芸術

文化ホール使用料減免申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要と認めるときは、減額又は免除について、参考となる資料を添付させることがある。

（使用料の還付）

第14条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める期日及び割合は、別表第3のとおりとする。ただし、第11条第2項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、同表を適用しない。

2 条例第12条第2項の規定により使用料を還付することができる場合は、天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなった場合とし、その還付額は、既納の使用料の全額とする。

3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとするものは、堺市民芸術文化ホール使用料還付申請書（様式第7号）に使用許可書を添付して、市長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第15条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売等をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (4) 許可を受けないでホール内に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可を受けていない施設、附属設備等を使用しないこと。
- (6) 許可を受けないで附属設備等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 使用する施設の入館者に次条に定める事項を遵守させること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（平30規則87・一改）

（入館者の遵守事項）

第16条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入しないこと。
- (4) ホールを不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（平30規則87・一改）

(施設等の破損等の届出)

第17条 使用者及び入館者は、ホールの施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市民芸術文化ホール破損(滅失)届(様式第8号)により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第18条 使用者は、ホール(駐車場を除く。)の使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

(保証金)

第19条 使用者は、条例第7条第1項又は第2項の規定により特別の設備を設けるときは、条例第13条第1項の保証金を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他市長が特に認めた公共的団体については、この限りでない。

2 前項本文の保証金の額は、当該設備の撤去及び原状回復に要する費用に相当する額とする。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第20条 施設予約システム(文化施設等の利用関係の調整等管理運営に係る事務について電子計算機を利用して処理する体系をいう。以下同じ。)を用いて行う使用の申請及び許可、許可の変更並びに使用料の減免及び還付に係る手続等については、第3条、第11条第1項、第13条第2項及び第14条第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

2 施設予約システムを用いて仮予約(使用の申請前に仮に施設の使用を予約する行為であって、その予約の日の翌日から起算して7日以内に申請を行わなければ、その効力を失うものをいう。以下同じ。)を行う場合における第9条の規定の適用については、当該仮予約を使用の申請とみなす。

(平30規則87・追加)

(駐車場の管理運営等)

第21条 駐車場の供用時間は、午前8時から午後1時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 市長は、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるときは、駐車を拒み、又は駐車場からの退去を命ずることができる。

3 駐車場の利用者は、他の自動車の駐車を妨げるなど、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがある行為をしてはならない。

4 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車等に損害を与えた者は、その損害を賠償

しなければならない。

5 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰することができない事由により生じた損害

(平30規則87・旧第20条線下)

(駐車料金)

第22条 条例第14条第1項の市長が定める使用料（以下「駐車料金」という。）は、別表第4のとおりとする。

(平30規則87・旧第21条線下)

(駐車料金の減免)

第23条 条例第14条第3項の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる自動車及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市、国又は他の地方公共団体の公用自動車 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車 市長が必要と認める額

(平30規則87・旧第22条線下)

(駐車料金の還付)

第24条 条例第14条第4項ただし書の規定により駐車料金を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他駐車場の利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。その都度市長が定める額

2 第14条第3項の規定は、前項の規定により駐車料金を還付する場合について準用する。この場合において、第14条第3項中「使用料」とあるのは、「駐車料金」と読み替えるものとする。

(平30規則87・旧第23条線下)

(指定管理者の指定手続)

第25条 条例第19条第2項の申請書は、堺市民芸術文化ホール指定管理者指定申請書

(様式第9号)とする。

2 条例第19条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (2) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(平30規則87・旧第24条繰下)

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、ホールの管理及び運営について必要な事項は、所管部長が定める。

(平30規則87・旧第25条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次のア及びイに掲げる規定 平成31年7月1日

ア 第2条、第21条から第24条まで及び別表第4の規定

イ 第16条及び第17条の規定（次号又は第3号に該当する場合を除く。）

(2) 第10条及び第15条から第18条までの規定（文化交流室、多目的室、小スタジオ、交流・創作ギャラリー、2階大ホールホワイエ及び屋上庭園に係る部分に限る。） 平成31年8月1日

(3) 第10条及び第15条から第18条までの規定（大ホール、小ホール及び大スタジオに係る部分に限る。） 平成32年1月4日

(平30規則87・一改)

(施行前の準備行為)

2 この規則の施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても、この規則の例により行うことができる。

附 則（平成30年9月28日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日規則第68号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の別表第1第1項及び別表第2の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る利用料金等(この規則の公布の日前になされた申請等に係るものを除く。)について適用し、同日前の利用に係る利用料金等については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年10月30日規則第91号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表第1 (第12条関係)

(平30規則87・令元規則68・一改)

1 基本料金

(単位 円)

種別		時間区分	午前	午後	夜間	全日	時間
			午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	延長1時間ご と
大 ホ ー ル  ( 全 席 使 用)	入場料と して徴収 する額が 0円から 1,000 円まで ある場合	平日	65,180	116,110	141,570	280,090	25,460
		休日 等	78,420	139,530	170,090	336,110	30,550
	入場料と して徴収 する額が	平日	98,790	174,160	212,870	420,640	38,700
		休日	118,140	208,790	254,620	504,160	45,830

	1,001等 円から3, 000円 までであ る場合		0	0	0	0	
	入場料と して徴収 する額が 3,001等 円から5, 000円 までであ る場合	平日	131,380	232,220	283,140	560,180	50,920
		休日	157,870	279,070	340,180	672,220	61,110
	入場料と して徴収 する額が 5,001等 円以上で ある場合	平日	196,570	348,330	424,720	840,270	76,380
		休日	236,290	418,610	510,270	1,008,330	91,660
大 ホ ー ル  ( 小 規 模 使 用  ( 1, 1,	入場料と して徴収 する額が 0円から 1,000 円までで ある場合	平日	53,980	71,290	71,290	196,570	18,330
		休日 等	64,160	85,550	85,550	235,270	21,380
模 式 使 用  ( 1, 1,	入場料と して徴収 する額が 1,001等 円から3, 000円 までであ る場合	平日	81,480	106,940	106,940	295,370	27,500
		休日 等	96,750	128,330	128,330	353,420	32,590

4	000円						
2	までであ						
8	る場合						
席 ))	入場料と して徴収 する額が 3,001 円から5, 000円 までであ る場合	平日	106,940	142,590	142,590	392,120	35,640
		休日 等	128,330	171,110	171,110	470,550	42,770
	入場料と して徴収 する額が 5,001 円以上で ある場合	平日	160,920	213,880	213,880	588,700	53,980
		休日 等	192,500	256,660	256,660	705,830	64,160
小ホール	平日	22,400	28,510	28,510	79,440	7,230	
	休日 等	26,480	34,620	34,620	95,740	8,750	
大スタジオ (練習使用時 を除く。)	平日	16,700	22,200	22,200	61,110	5,600	
	休日 等	19,960	26,680	26,680	73,330	6,720	
大スタジオ (練習使用時 に限る。)	平日	8,960	11,810	11,810	32,590	3,050	
	休日 等	10,790	14,460	14,460	39,720	3,660	
文化交流室A、B 及びC (大規模使用 時に限る。)	平日	12,830	17,000	17,000	46,850	4,270	
	休日 等	15,480	20,770	20,770	57,030	5,190	
文化交流室A、B	平日	A、B又はCの一室につき1時間までごとに910					

又はC（大規模 使用時を除 く。）	休日 等	A、B又はCの一室につき1時間までごとに1,120			
多目的室	1時間までごとに2,030				
小スタジオA	1時間までごとに500				
小スタジオB	1時間までごとに810				
小スタジオC	1時間までごとに1,010				
大ホール中楽屋A及 びB（会議室として使 用する場合に限る。）	1時間までごとに400				
大ホール特別控室	1,010	1,520	1,520	4,070	400
小ホール小楽屋	400	610	610	1,620	100
小ホール大楽屋	610	710	710	2,030	200
大スタジオ控室	500	610	610	1,730	200
交流・創作ギャラリー	3,050	4,070	4,070	11,200	1,010
2階大ホールホワイ エ	3,250	4,480	4,480	12,220	1,120
屋上庭園	1,620	2,240	2,240	6,110	500

備考

- 1 この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び第2条第2項第2号の日をいう。
- 2 大ホールの使用料は、入場料として徴収すべき額が複数あるときは、そのうちの最も高い額が該当する種別を適用する。
- 2 大ホール中楽屋A及び大ホール中楽屋Bは、文化交流室及び多目的室の使用ができないときに限り、会議室として使用を認めることがある。ただし、大ホールに係る使用許可が出されているときは、この限りでない。
- 3 交流・創作ギャラリー、2階大ホールホワイエ又は屋上庭園は、大ホール又は小ホールの使用状況により、その使用を認めないことがある。
- 4 条例別表第1第2項の「市外居住者」とは、第4条第1項各号に定めるもの（次項において「市内居住者」という。）以外のものをいう。
- 5 大ホールの小規模使用（1,428席）に係る使用をすることができるのは、第4条

第3項の利用登録書の交付を受けた市内居住者のみとする。

6 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、種別ごとに定めた基本料金にその5割に相当する額を加算する。ただし、大ホールにあつては、この限りでない。

7 許可を得て、第2条の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、種別ごとに時間欄に定める額を徴収する。許可を得て、時間区分を超過して使用する場合についても、同様とする。

別表第2（第12条関係）

（平30規則87・全改、令元規則68・一改）

1 附属設備セット使用料

（単位 円）

種別	区分	品名	数量	使用料	備考
舞台設備 セット		オーケストラAセット 椅子50脚未満 譜面台50台未満 指揮台1式	1式	4,070	
		オーケストラBセット 椅子50脚以上 譜面台50台以上 指揮台1式	1式	6,620	
		譜面灯Aセット 譜面灯50台未満	1式	4,070	
		譜面灯Bセット 譜面灯50台以上	1式	6,110	
		仮設花道セット 仮設花道 仮設鳥屋囲	1式	10,180	
		所作台セットA 所作台25枚未満	1式	6,620	

	所作台セットB 所作台25枚以上	1式	10,180	
	もうせんセット もうせん8枚以上	1式	1,520	
	平台、スチールデッキセット 平台10枚 スチールデッキ10台 スチールデッキ足 箱馬 開き足 木台	1式	1,520	(1) 平台及びスチールデッキについては、それぞれの数量の合計が10以下の範囲内で使用することができる。 (2) スチールデッキ足、箱馬、開き足及び木台については、必要数分
	バレエセットA バレエマット10枚未満 レッスンバー1式	1式	4,070	
	バレエセットB バレエマット10枚以上 レッスンバー1式	1式	6,110	
	講演会セット 演台1台 花台1台 司会台1台 国旗1枚 市旗1枚 長机 椅子	1式	2,030	長机及び椅子については、必要数分
	小ホール張り出しセット スチールデッキ 埋め台等必要部材1式	1式	3,050	
照明設備 セット	大ホールAセット (合計80キロワット以下)	1式	13,240	セットに含まれるそれぞれの設備については、必

凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル			要な数分とする。この場合において、80キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
大ホールBセット（合計80キロワットを超過し、280キロワット以下である場合） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル 水平ライト	1式	40,740	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、280キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
大ホールCセット（合計280キロワットを超過する場合） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル 水平ライト	1式	66,200	
小ホールAセット（合計25キロワット以下） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	4,070	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、25キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
小ホールBセット（合計25キロワットを超過し、75キロワット以下である場合） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	15,270	セットに含まれるそれぞれの設備については、必

	<p>ット以下である場合)</p> <p>凸フレネル</p> <p>エリスポイダル</p> <p>パーライト</p> <p>2灯ミニブル</p> <p>水平ライントライト</p>			<p>要な数分とする。この場合において、75キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。</p>
	<p>小ホールCセット (合計75キロワットを超過する場合)</p> <p>凸フレネル</p> <p>エリスポイダル</p> <p>パーライト</p> <p>2灯ミニブル</p> <p>水平ライントライト</p>	1式	26,480	
	<p>大スタジオセット (合計10キロワット以下)</p> <p>凸フレネル</p> <p>エリスポイダル</p> <p>パーライト</p> <p>2灯ミニブル</p>	1式	2,850	<p>セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、10キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。</p>
音響設備 セット	<p>大ホールAセット</p> <p>主調整卓1台</p> <p>常設スピーカー1式</p> <p>録音・再生機器1台</p>	1式	15,270	
	<p>大ホールBセット</p> <p>主調整卓1台</p> <p>常設スピーカー1式</p> <p>移動式スピーカー2式</p> <p>録音・再生機器2台</p> <p>周辺機器2台</p>	1式	24,440	

小ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	10,180	
小ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1式	15,270	
大スタジオセット 主調整卓1 常設スピーカー1式	1式	3,050	

## 2 附属設備使用料

(単位 円)

種別	区分	品名等	数量	使用料	備考
舞台設備	大ホール	音響反射板	1式	10,180	椅子10脚、譜面台10台、譜面灯10台及び指揮台1式を含む。
		オーケストラピット	1式	5,090	
		びょうぶ	1双	2,030	
		もうせん	1枚	200	
		じがすり	1枚	5,090	
		ドライアイスマシン	1台	2,030	
		しゃ幕	1枚	2,030	
		スクリーン	1枚	2,030	
		文字幕	1枚	2,030	

		袖幕	1枚	2,030	
		大黒幕	1枚	2,030	
		仮設電源	1カ所	1,010	
		持込機材電源	1キロ ワット	300	
	小ホール	びょうぶ	1双	2,030	
		もうせん	1枚	200	
		じがすり	1枚	3,050	
		ドライアイスマシ ン	1台	2,030	
		定式幕	1枚	1,010	
		しゃ幕	1枚	1,010	
		スクリーン	1枚	1,010	
		文字幕	1枚	1,010	
		袖幕	1枚	1,010	
		大黒幕	1枚	1,010	
		仮設電源	1カ所	1,010	
		持込機材電源	1キロ ワット	300	
	大ホール、 小ホール、	ピアノ（スタインウ ェイ）	1台	12,220	
	大スタジ オ共通	ピアノ（ファツ ィオリ）	1台	12,220	
		ピアノ（ヤマハ）	1台	8,140	
照明設備	大ホール、 小ホール、	凸フレネル（500 ワット）	1台	200	
	大スタジ オ共通	凸フレネル（1キロ ワット）	1台	280	
		凸フレネル（1.5 キロワット）	1台	400	

		エリスポイダル	1台	480	
		パーライト	1台	400	
		エフェクトマシン	1台	1,010	
		波マシン	1台	520	
		ミラーボール	1台	1,010	
		2灯ミニブル	1台	520	
		星球	1台	1,420	
		クセノンピン (700ワット)	1台	1,010	
		クセノンピン (1キロワット)	1台	1,520	
		クセノンピン (3キロワット)	1台	3,050	
		LEDエリスポイダル	1台	610	
		LEDウォッシュライト	1台	610	
		ムービングライト	1台	2,030	
		移動ムービング卓	1台	3,050	
		ローアホリゾン ライト	1台	520	
		スモークマシン	1式	3,050	
		持込電源使用料	1キロ ワット	300	
	大ホール	ローアホリゾン ライト	1式	3,000	
		アッパーホリゾ ンライト	1式	4,500	
		中アッパーホリゾ ンライト	1式	2,400	
	小ホール	ローアホリゾン ライト	1式	1,200	

		アッパーホリゾン トライト	1式	1,500	
音響設備	大ホール	3点吊りマイク装 置	1式	2,540	
	大ホール、	録音・再生機器	1台	2,030	
	小ホール、	周辺機器類	1台	1,010	
	大スタジオ オ共通	移動スピーカーセ ットA	1式	3,050	1対向（アンプ等を含 む。）
		移動スピーカーセ ットB	1式	8,140	1対向（アンプ等を含 む。）
		移動卓A	1式	3,050	
		移動卓B	1台	10,180	
		入出力ラックA	1台	1,010	
		入出力ラックB	1台	2,030	
		パワーアンプ	1台	2,030	
		指揮者モニタ用カ メラ	1台	3,050	
		モニタTV	1台	1,010	
		移動式簡易音響セ ット	1式	2,030	
		持込機材電源（3キ ロワット以下）	1式	910	
		持込機材電源（15 キロワット以下）	1式	4,580	
	持込機材電源（30 キロワット以下）	1式	9,160		
	持込機材電源（30 キロワットを超過 する場合）	1式	30,550		
映像設備	大ホール	プロジェクター	1台	10,180	

	小ホール、大スタジオ	プロジェクター	1台	2,030	
小スタジオ	譜面台		1台1時間につき	50	
多目的室	プロジェクター		1台1時間につき	500	
	スクリーン		1台1時間につき	300	
文化交流室	プロジェクター		1台1時間につき	500	
	スクリーン		1台1時間につき	300	
	展示用スポットライト		1台1日につき	50	
交流・創作ギャラリー	展示用スポットライト		1台1日につき	50	
屋上庭園	照明セット (パーライト4台)		1式1日につき	1,010	
	持込電源使用料		1キロワット	300	
共通備品	ピアノ (セミコン)		1台	3,050	
	ポータブルスピーカーセット		1式1	300	

スピーカー2台 有線マイク1台 無線マイク1台 送信機1台	時間につき		
有線マイク	1台1時間につき	100	
無線マイク	1台1時間につき	100	
譜面台（折り畳み式）	1台1時間につき	50	
ポータブルステージ（4台）	1式1日につき	4,070	
CDプレイヤー	1台1日につき	100	
ブルーレイディスクプレイヤー	1台1日につき	200	
展示台	1台1日につき	1,010	
展示パネル	1枚1日につき	100	

- 3 前2項の表の使用料は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 4 許可を得て、前項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用するとき  
は、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間につき使用料の3割に相当する額

を徴収する。

5 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別途実費を徴収する。

6 附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合は、他の施設の使用者でも使用できるものとする。

7 その他第1項の表及び第2項の表において使用料を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

別表第3（第14条関係）

（平30規則87・一改）

施設の区分	期日	既納の使用料に乗じる割合
(1) 大ホール	使用しようとする日（以下この表において「使用日」という。）前90日	2分の1
(2) 小ホール及び大スタジオ	使用日前60日	2分の1
(3) 文化交流室（大規模使用時に限る。）	使用日前30日	2分の1
(4) 前3号に掲げる施設（大規模使用時に該当しない場合における文化交流室を除く。）以外の施設	使用日前7日	2分の1

別表第4（第22条関係）

（平30規則87・一改）

駐車料金

施設	駐車料金（1台当たり）
駐車場	30分につき200円

様式第1号(甲) (第3条関係)

堺市民芸術文化ホール使用申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者	利用登録番号		
	法人又は団体の所在地		
	法人名又は団体名		
	代表者氏名	(ふりがな)	生年月日
			年 月 日
電話番号			

堺市民芸術文化ホール条例及び堺市民芸術文化ホール条例施行規則を遵守することを誓約し、同規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市民芸術文化ホールの使用を申請します。

*許可番号	第 号		
使用期日	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで ( 日間) 本番使用時間 年 月 日 ( ) 時から 年 月 日 ( ) 時まで		
使用目的			
内容	表示名称 (題名)		
	主な出演者又は講師名		
	対象者 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 関係者	入場見込人数 ( 人)	入場料 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (最大 円)
使用施設			
使用設備等			
その他必要事項			
会場責任者	氏 名		
	電話番号		

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、にレを記入してください。

- 利用に当たっては、堺市民芸術文化ホール条例及び堺市民芸術文化ホール条例施行規則並びに施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。準備と後片付けは、使用時間内に行うことを約束します。
- 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

- 1 \*印の箇所は、記入しないでください。
- 2 使用時間は、全て24時間制で記入してください。
- 3 使用期日欄における本番使用時間とは、公演等の上演時間をいいます。
- 4 本市の区域内に所在地(住所)を有する場合は、申請時に所在地(住所)を証明する書類を提示してください。ただし、利用登録をしている場合は、この限りではありません。
- 5 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 6 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

個人の申請については、法人名又は団体名欄を空白にし、所在地欄に住所を、代表者氏名欄に氏名を記入してください。

様式第1号(乙) (第3条関係)

堺市民芸術文化ホール使用申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者	利用登録番号		
	法人又は団体の所在地		
	法人名又は団体名		
	代表者氏名	(ふりがな)	生年月日
会場責任者	電話番号		
	氏名		
	電話番号		

堺市民芸術文化ホール条例及び堺市民芸術文化ホール条例施行規則を遵守することを誓約し、同規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市民芸術文化ホールの使用を申請します。

番号	* 許可番号	使用日及び使用時間	使用施設 使用設備等	使用目的 表示名称	対象者・利用予定人数	
					入	場 料
1		年月日( ) 時～ 時			一般・関係者	人 無・有 円
2		年月日( ) 時～ 時			一般・関係者	人 無・有 円
3		年月日( ) 時～ 時			一般・関係者	人 無・有 円
4		年月日( ) 時～ 時			一般・関係者	人 無・有 円
5		年月日( ) 時～ 時			一般・関係者	人 無・有 円

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、□にレを記入してください。

- 利用に当たっては、堺市民芸術文化ホール条例及び堺市民芸術文化ホール条例施行規則並びに施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。準備と後片付けは、使用時間内に行うことを約束します。
- 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

- 1 \*印の箇所は、記入しないでください。
- 2 使用時間は、全て24時間制で記入してください。
- 3 本市の区域内に所在地（住所）を有する場合は、申請時に所在地（住所）を証明する書類を提示してください。ただし、利用登録をしている場合は、この限りではありません。
- 4 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 5 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

個人の申請については、法人名又は団体名欄を空白にし、所在地欄に住所を、代表者氏名欄に氏名を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

堺市民芸術文化ホール利用登録（変更）申請書

年 月 日

堺市長 殿

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更    （□にレを記入してください。）	
申請者 (法人・団体)	法人又は団体の所在地
	法人名又は団体名
	代表者氏名（ふりがな）
	生年月日
	電話番号
	ファックス番号
	メールアドレス

堺市民芸術文化ホール条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

担当者	氏名（ふりがな）
	電話番号
	ファックス番号
	メールアドレス
公演実績	

申請に当たっては、次の内容を御確認のうえ、□にレを記入してください。

- 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

堺市民芸術文化ホール処理欄 \*印の欄は、記入しないでください。

*利用者登録番号	
*備考	

注意

- 1 申請に当たっては、活動状況を示す資料があれば添付してください。
- 2 申請時には、所在地を証明する書類を必ず添付してください。
- 3 虚偽の記載又は不適切な使用があった場合は、登録を抹消することがあります。
- 4 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
- 5 団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

個人の申請については、法人名又は団体名欄を空白にし、所在地欄に住所を、代表者氏名欄に氏名を記入してください。

様式第3号（第5条関係）

（表面）

堺市民芸術文化ホール使用計画書

年 月 日

堺市長 殿

利用登録番号	
--------	--

提出者	法人又は団体の所在地		
	法人名又は団体名		
	代表者氏名	(ふりがな)	生年月日
			年 月 日
電話番号			

堺市民芸術文化ホール条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり提出します。

会場責任者	氏名	電話 ( )
		ファックス番号 ( )
舞台責任者	氏名	電話 ( )
		ファックス番号 ( )
催物名		
催物内容 (出演者等)		

使用希望日	第1希望日	年 月 日 ( ) 時から 年 月 日 ( ) 時まで				
	第2希望日	年 月 日 ( ) 時から 年 月 日 ( ) 時まで				
	第3希望日	年 月 日 ( ) 時から 年 月 日 ( ) 時まで				
使用施設	<input type="checkbox"/> 大ホール(全席使用) <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 大ホール(1428席使用) <input type="checkbox"/> 大スタジオ <small>※市外居住者は使用できません。</small> <input type="checkbox"/> 文化交流室 <small>(大規模使用時)</small>		※左記の施設と同時に使用するその他の施設 <input type="checkbox"/> 楽屋 <input type="checkbox"/> 文化交流室 <input type="checkbox"/> 多目的室 <input type="checkbox"/> 小スタジオ <input type="checkbox"/> その他			
使用施設 [第1希望日]	設 営 開始時間	リハーサル 開始時間	開場	開演	終演	撤 去 終了時間
[ / ( ) ]	:	:	:	:	:	:
[ / ( ) ]	:	:	:	:	:	:
[ / ( ) ]	:	:	:	:	:	:
[ / ( ) ]	:	:	:	:	:	:
他の使用者 と重複した 場合におい て配慮して 欲しい事項						

個人の提出については、法人名又は団体名欄を空白にし、所在地欄に住所を、代表者氏名欄に氏名を記入してください。

(裏面)

主催者名					
共催等	<input type="checkbox"/> 有り ( ) <input type="checkbox"/> 無し				
協賛・後援等	<input type="checkbox"/> 有り ( ) <input type="checkbox"/> 無し				
公演の種類別	舞台芸術公演	<input type="checkbox"/> 音楽 … クラシック、ポップス、伝統音楽等			
		<input type="checkbox"/> 演劇 … 現代演劇、歌舞伎、能、狂言、人形劇、ミュージカル等			
		<input type="checkbox"/> 舞踊 … バレエ、ダンス、日本舞踊、舞踏等			
		<input type="checkbox"/> その他… ( )			
その他	<input type="checkbox"/> 上記以外のもの ( )				
入場対象者	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 関係者				
入場料	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料 (要整理券等) <input type="checkbox"/> 無料 (入場自由)				
入場券	入場見込数	名	発売予定日	年 月 日 ( )	
	座席指定	<input type="checkbox"/> 全席指定 <input type="checkbox"/> 一部指定 <input type="checkbox"/> 全席自由			
	席種	( )指定・自由	円	( )指定・自由	円
		( )指定・自由	円	( )指定・自由	円
( )指定・自由		円	( )指定・自由	円	
最高金額 ( 円)					
催物情報	情報公開予定日	年 月 日 ( )			
	情報公開の可否	<input type="checkbox"/> 既に公開可 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 公開日以降可			
	ホームページ掲載希望	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し			

(その他使用の計画に係る特記事項があれば記入してください。)

計画書の提出に当たっては、次の内容を御確認のうえ、にレを記入してください。

- 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)に基づき、本利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、又は許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意

- 1 堺市暴力団排除条例に基づき、記載内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に提出者の住所、氏名等計画書に記載されている情報を提供することがあります。
- 2 提出者が団体の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

様式第4号(甲) (第7条関係)

堺市民芸術文化ホール使用許可書

年 月 日

様

堺市長 印

堺市民芸術文化ホールの使用を次のとおり条件を付して許可します。

許可番号	第 号		
使用期日	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで ( 日間) 本番使用時間 年 月 日 ( ) 時から 年 月 日 ( ) 時まで		
使用目的			
内 容	表示名称 (題名)		
	主な出演者又は講師名		
	対象者 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 関係者	入場見込人数 ( 人)	入場料 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (最大 円)
使 用 設 施			
使 用 設 備 等			
そ の 他 必 要 事 項	準備打合せ 年 月 日 時頃		
会 場 責 任 者	氏 名		
	電話番号		

使用許可条件 (基本的事項)

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき以外は、使用許可の変更は認めません。
- 4 使用権を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 ホールの施設及び附属設備は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用(喫煙を含む。)をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市民芸術文化ホール条例又は堺市民芸術文化ホール条例施行規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 10 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

様式第4号(乙) (第7条関係)

堺市民芸術文化ホール使用許可書

年 月 日

様

堺市長 印

堺市民芸術文化ホールの使用を下記条件を付して許可します。

番号	許可番号	使用日及び 使用時間	使用施設 使用設備等	使用目的 表示名称	対象者・利用予定人数	
					入	場 料
1		年月日( ) 時～ 時			一般・関係者	人 無・有 円
2		年月日( ) 時～ 時			一般・関係者	人 無・有 円
3		年月日( ) 時～ 時			一般・関係者	人 無・有 円
4		年月日( ) 時～ 時			一般・関係者	人 無・有 円
5		年月日( ) 時～ 時			一般・関係者	人 無・有 円
その他 必要事項		準備打合せ 年 月 日 時頃				
会場 責任者		氏 名				
		電話番号				

使用許可条件 (基本的事項)

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき以外は、使用許可の変更は認めません。
- 4 使用権を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 ホールの施設及び附属設備は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用(喫煙を含む。)をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市民芸術文化ホール条例又は堺市民芸術文化ホール条例施行規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 10 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

様式第5号(第11条関係)

堺市民芸術文化ホール使用許可変更申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)  
法人名又は団体名  
氏名(代表者名)  
電話番号

次のとおり堺市民芸術文化ホールの使用許可を変更して下さるよう、堺市民芸術文化ホール条例施行規則第11条第1項の規定により、使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号		
2 変更事項	変 更 前	変 更 後	
(1)使用予定期日	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
(2)使用予定施設			
3 変更の理由			
* 堺市処理欄	変更後の金額	円	照合者
	既 納 額	円	
	差 額	円	
	既 納 額 照 合	年 月 日納入	

注意

- 1 再度の変更はできません(堺市民芸術文化ホール条例施行規則第11条第4項に規定する天災地変等に伴うものを除く。)
- 2 使用許可の変更の承認後、当該使用許可の取消しがあっても、使用料の還付はできません(堺市民芸術文化ホール条例施行規則第11条第4項に規定する天災地変等に伴うものを除く。)
- 3 \*印の欄は、記入しないでください。

様式第6号(第13条関係)

堺市民芸術文化ホール使用料減免申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)  
法人名又は団体名  
氏名(代表者名)  
電話番号

堺市民芸術文化ホールの使用料の減免を受けたいので、堺市民芸術文化ホール条例施行規則第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使用日時		
減免申請の理由		
*使用料額	円	備考
*減免額	円	
*差引納付額	円	

注意 \*印の欄は、記入しないでください。

様式第7号(第14条関係)

堺市民芸術文化ホール使用料還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)  
法人名又は団体名  
氏名(代表者名)  
(申請者(法人にあつては、その代表者)が自  
署しない場合は、記名押印をしてください。)  
電話番号

次のとおり既納の使用料を還付して下さるよう、堺市民芸術文化ホール条例施行規則第  
14条第3項の規定により申請します。

使 用 許 可	年 月 日 付 け 第 号	
還 付 申 請 の 理 由		
*既納の使用料	円	備 考
*還 付 額	円	

注意 \*印の欄は、記入しないでください。

様式第8号（第17条関係）

堺市民芸術文化ホール破損（滅失）届

年 月 日

堺市長 殿

届出人 住所（所在地）  
法人名又は団体名  
氏名（代表者名）  
電話番号

下記のとおり堺市民芸術文化ホールの施設、附属設備等を破損（滅失）しましたので、堺市民芸術文化ホール条例施行規則第17条の規定により、届け出ます。

ついでには、堺市民芸術文化ホール条例第8条第2項第1号の規定により、御指示の方法によって賠償いたします。

記

- 1 破損（滅失）の日時
- 2 破損（滅失）の箇所又は物件
- 3 破損（滅失）の内容又は程度

*賠償年月日	年 月 日
*指示賠償額	円
*賠償額	円

注意 \*印の欄は、記入しないでください。

様式第9号（第25条関係）

堺市民芸術文化ホール指定管理者指定申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 所在地  
団体名  
ふりがな  
代表者氏名 ⑩  
生年月日

堺市民芸術文化ホールの指定管理者の指定を受けたいので、堺市民芸術文化ホール条例第19条第2項の規定により申請します。

注意 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 堺市民芸術文化ホールの管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 財務諸表等経営の状況を示す書類
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (4) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

- 様式第1号(甲) (第3条関係)  
(平30規則87・一改)
- 様式第1号(乙) (第3条関係)  
(平30規則87・一改)
- 様式第2号(第4条関係)  
(平30規則87・一改)
- 様式第3号(第5条関係)  
(平30規則87・一改)
- 様式第4号(甲) (第7条関係)  
(平30規則87・一改)
- 様式第4号(乙) (第7条関係)  
(平30規則87・一改)
- 様式第5号(第11条関係)  
(令2規則91・全改)
- 様式第6号(第13条関係)  
(令2規則91・全改)
- 様式第7号(第14条関係)  
(令2規則91・全改)
- 様式第8号(第17条関係)  
(令2規則91・全改)
- 様式第9号(第25条関係)  
(平30規則87・一改)